

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

(平成17年11月30日規則第1号)

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年神奈川県川崎競馬組合条例第4号。以下「条例」という。）に規定する規則で定める契約は、次の表のとおりとする。

区分	契約の種類	契約期間の上限
条例第1号の規定に該当する契約	1 事務用機器類の借入に係る契約	借り入れる物品の耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）。ただし、管理者が特に認める場合は、この限りでない。
	2 車両の借入に係る契約	
	3 競馬開催業務に必要な機器等の借入に係る契約で、管理者が適当と認めるもの	
条例第2号の規定に該当する契約	1 条例第1号の規定に該当する契約の項に掲げる契約に係る物品等の保守点検業務の委託に係る契約	3年。ただし、管理者が特に認める場合は、この限りでない。
	2 情報処理業務その他の役務の提供を受けるための委託に係る契約	
	3 競馬施設等の設備の保守管理の委託に係る契約	
	4 競馬施設等の警備の委託に係る契約	
	5 競馬施設等の清掃の請負に係る契約	
	6 競馬開催に必要な資金の現金輸送業務に係る契約	

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成25年10月29日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和3年1月29日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。